



あなたの自宅、耐震性は大丈夫？

耐震診断・耐震改修の支援制度

◇地震大国「日本」

地震活動が活発な環太平洋地震帯に位置する日本は、地震大国といわれます。昔から大地震が頻繁に発生しています。そして東日本大震災のような大地震が、数年のうちに高い確率で発生すると予想されています。

平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなった方の9割が、建築物の倒壊や家具の転倒による圧死でした。

特に新耐震基準が導入された昭和56年以前に建てられた建築物に被害が集中しました。

その一方で、昭和57年以降に建てられた建築物の7割以上は、被害が軽微もしくは無被害でした。



◇地震に強いまちづくりのために

市は、大地震発生時に建築物の倒壊を防ぎ、大切な命を守るため、地震に強いまちづくりを進めます。

耐震性が不十分と思われる昭和56年以前に建てられた住宅について、耐震診断や耐震改修を行う際の支援制度を設けており、市が費用の一部を補助します。

◇耐震アドバイザー派遣事業

市民の皆さんが安心して耐震化に取り組めるよう、耐震診断や耐震改修に関する専門知識を持つ、耐震アドバイザーを派遣します。

なお、派遣に必要な費用は市が負担します。

※アドバイザーによる調査の結果、実際に耐震診断が必要になった場合は、別に費用が掛かります。

◇木造住宅耐震化促進事業

対象となる住宅

①昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された住宅

②木造2階建て以下で一戸建ての専用住宅など

③在来軸組工法で建築された住宅

④自己で所有し、現在も居住している住宅(賃貸を目的としたものを除く)

補助金の種類と額

○耐震診断費補助：専門診断機関に支払った額の3分の2以内で上限10万円。

○耐震補強設計および工事監理費補助：設計・工事監理費を委託した業者に支払った額の3分の2以内で上限10万円。

※耐震改修工事が完了することが交付条件。

○耐震改修工事費補助：改修工事を請負った業者に支払った額の2分の1以内で上限90万円。

○簡易耐震改修工事費補助：簡易改修型・部分改修型工事を請負った業者に支払った額の2分の1以内で上限60万円、シエルトー補強型工事を請負った業者に支払った額の2分の1以内で上限30万円。

※耐震補強工事以外に掛かった費用は対象外。

◇耐震改修工事と減税

◆所得税の特別控除が受けられます
平成21年1月1日～平成25年12月31日の間に耐震改修工事を実施した場合、工事に実際に掛かった費用と標準的な費用の、いずれか少ない金額の10%(最高20万円)を、工事をした年の所得税額から控除することができます。

◆固定資産税が減額されます

工事費用が30万円以上の、一定の耐震改修工事を行った住宅(延床面積が120平方メートルを超える住宅は、120平方メートルに相当する部分に限る)は、次の期間固定資産税が2分の1に減額されます。

工事の完了時期	減額期間
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年間

◆注意事項

○耐震改修工事が完了後3カ月以内に申告してください。

○いずれの申告にも、市長が発行する「住宅耐震改修証明書」が必要です。

くわしくは

建築住宅課 建築指導係
☎(21)5197

「個性ある地域振興事業」の意向調査を行います

個性ある地域振興事業とは

市は、市内で活動している市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業に対して、補助金を交付しています。

これは、市民団体の創意工夫で市全体が元気になる、または地域のためになる事業を、市民団体の申請に基づいて支援するもので、自分たちが提案した事業を自分たちで実際に行う仕組みとなっています。

市の一体感を育てる、または地域がもつと元気になる、そんなアイデアあふれる事業をお待ちしています。

意向調査を行います

今回、平成25年度の補助対象事業



新酒と食の見本市の様子

の募集に向けた意向調査を行います。これまで申請したことがない市民団体で、平成25年度に交付対象となる事業を検討している場合は、意向調査にご回答ください。

なお今回は、あくまでも意向調査です。補助対象事業を決定するための申請書類の提出は、平成25年4月頃を予定しています。

◆意向調査について

調査様式(事業計画書と収支予算書)に必要事項を記入し、9月10日(月)～10月19日(金)に地域振興課または各総合支所総務課へ持参。

※調査様式は地域振興課または各総合支所総務課で配布の他、市ホームページからもダウンロードできます。

個性ある地域振興事業の概要

◆対象となる事業

市内で活動する市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指す

た事業で、事業費が30万円以上。

◆選考方法

事業の効果や地域特性、公共性、継続性、独創性などを総合的に判断し、予算の範囲内で選考。

◆補助額

20万円を上限に、次の低い方の額。

①対象経費の95%以内の額。

②事業費総額から事業収入(入場料や協賛金など)を差し引いた額。

※補助金の交付は原則として1団体につき1回限りですが、事業達成のために継続が必要と認められる場合は、年1回の交付を3年間継続します。ただし、2年目以降の補助率を順次引き下げます。

◆事業の実施期間

平成25年5月～平成26年2月

くわしくは

地域振興課 市民協働推進係
☎(21)5147

◆平成23年度補助対象事業

◆第3回「新酒と食の見本市」実施団体：今市商店会連合会青年部



部長 西岡 匠さん(右)
前部長 にしおか たくみ 福田 明久さん(左)

イベントが少ない冬に「にぎわいの創出」を考え、今市にある2軒の蔵元に目を付けました。2月は新酒ができる時期なので、地元の新酒をPRするイベントとして企画しました。また、市外や県外の方にも知ってもらえるように、JR東日本の「駅からハイキング」と協力し、会場をコースに入れてもらいました。イベントは盛況でしたが、子ども向けの工夫や、来場者を固定化させないような工夫など、内容見直しの必要性を感じています。

事業を通じて異業種の方との「つながり」ができました。商店街のにぎわいを取り戻すためには、それぞれの店が元気になる必要があります。今後いろいろな業種や団体の皆さんと協力して、そのきっかけづくりとなるような事業に取り組みます。